

京都市交通局電子計算機処理データ保護管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第18号

京都市交通局電子計算機処理データ保護管理規程の一部を改正する規程

京都市交通局電子計算機処理データ保護管理規程の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「（同項に規定する課を置かない室を含む。）」を削る。

第7条中「及び室」を削り、「部長等」を「部長」に改める。

第10条及び第15条中「部長等」を「部長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)